

監 査 報 告 書

日本年金機構
理事長 紀陸 孝 殿

私たち監事は、日本年金機構法第12条第4項の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」）の平成22年1月1日から平成22年3月31日までの事業年度の財務の状況及び業務の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

機構の監査にあたり、私たち監事が定めた監査方針及び監査計画等に従い、役員及び職員（以下「役職員」）、監査部並びに会計監査人と意思疎通を図り、理事会その他重要な会議への出席、役職員に対するヒアリング、重要な文書の閲覧、重要な財産の取得、処分及び管理の状況についての調査、法令、規程等違反行為の有無、重要な業務上の事故等に関する報告聴取を行い、検討を加えました。

また、決算担当部署等から財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書）及び決算報告書について報告聴取を行い、検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行を適正に行うための監査体制について「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

（1）業務の状況

役員の職務遂行に係る不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は、認められません。

（2）財務の状況

イ 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、機構の財産の状況、損益の状況、キャッシュ・フローの状況、行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

ロ 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。

ハ 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

ニ 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年6月21日

監 事 小 林 利 治

印

監 事 水 嶋 利 夫

印